

令和4年度第3回（第6期第7回）周南市こども育成支援対策審議会次第

日 時 令和5年3月13日（月）15時00分～
場 所 周南市シビック交流センター2階 交流室1

1 開会

2 こども局長あいさつ

3 議題

（1）第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し案について

（2）特定教育・保育施設の利用定員の変更について

4 報告

令和5年度の主要事業について

5 閉会

周南市こども育成支援対策審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	団体
学識経験者	いのうえ ひろし 井上 浩	周南公立大学
	たけした とおる 竹下 徹	周南公立大学
	きむら み や こ 木村 美弥子	CAP周南代表
市民団体代表	たなか ひ で あき 田中 曜出昭	周南市青少年育成市民会議代表
	あきしげ み つ こ 秋重 美津子	周南市民生委員児童委員協議会代表
	かねしげ え み こ 兼重 江美子	周南市母子保健推進協議会代表
教育関係団体代表	と やま た つ ひ ろ 渡山 達裕	周南市PTA連合会代表
	はら ま り こ 原 万里子	周南市保育協会代表
	おおの やすなり 大野 泰生	周南地区私立幼稚園協会代表
公募委員	かむら のりこ 加村 則子	
	こばやし たかし 小林 高志	
	やまもと た え 山本 多恵	

○周南市こども育成支援対策審議会規則

平成21年6月22日規則第54号

改正

平成25年6月1日規則第30号

平成28年4月1日規則第44号

令和元年5月20日規則第4号

令和2年3月18日規則第20号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めたときは、任期を延長することができる。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、次世代政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日規則第30号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月20日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。